

玉川村工事等指名競争入札心得

(目的)

第1条 玉川村が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約に係る競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、入札公告若しくは指名通知書、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってならない。

(開札)

第3条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金の納付等については、入札執行者の定めるところによる。

(見積内訳書の提出)

第5条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する課長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳書を提出しなければならない。

(入札)

第6条 入札参加者は、指名通知書、契約書案、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書等を提出することを原則とし、郵便をもって入札書等を提出することはできない。

3 入札参加者は、入札執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、

代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書等を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより入札執行者に申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札執行者に入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提示する。

3 入札参加者が、一旦、入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が不穩の行動をなす等の場合において、入札を適正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1者の場合は入札の執行を取りやめる。

(入札書の無効等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(2) 鉛筆書きによる入札書

(3) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(5) 日付がない又は通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書

(6) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない入札書

(7) 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であつて意志表示が明確であるものを除く。）

(8) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書

(9) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札書

(10) 金額の記入漏れ、計算誤りなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書

(11) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者が提出した入札書

(12) 郵便により提出された入札書

(13) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

(14) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した

入札書

- (15) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をした場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (16) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反して入札した入札書

2 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書は、失格とする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、別に定める「入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

(契約保証金)

第12条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、村長（以下「契約権者」という。）が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(質問及び異議の申立て)

第14条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第11条に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

1 この心得は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙1)

入札書

※1

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	毫
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

工事（委託業務）名

工事（委託業務）番号

工事（委託業務）箇所

くじの数

--	--	--

※2

上記のとおり入札いたします。

年 月 日

※3

住 所
商号又は名称
代表者名

印

玉川村長

様

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000～999、空欄をつくらないこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者番号の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業部長などでその委任関係を村に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(別紙2)

入札書を無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となり、技術者を配置できなくなったため、上記工事に係る入札書を無効とするよう申し出ます。

記

発注者名
工事名
工事番号

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者名

印

玉川村長 様

(別紙3)

入札辞退届

年 月 日

玉川村長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

私は、下記入札への参加を辞退します。

記

- 1 工事（委託業務）名
- 2 工事（委託業務）番号
- 3 入札実施予定日
年 月 日
- 4 辞退理由

(別紙5)

年 月 日

玉川村長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

工事費内訳書

工事(委託業務)名	
-----------	--

工種等	金額(円)
	A
	a
	b
	c
	d
直接工事費	$A(a+b+c+d)$
共通仮設費計	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	$A+B+C+D$

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- 1 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」又はこれに相当するものに従って、各工種毎に表示します。
行が足りない場合は、必要な分を追加し、金額欄の右側へ小文字アルファベット「e、f、g、h…」を記入ください。また、直接工事費の金額欄にも同様に記入してください。
- 2 一定金額以上の誤計算があった場合は、入札書が無効となりますので提出前に必ず検算を行ってください。

(別紙6)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この制約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(別紙7)

入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、同一価格をもって入札した者が2人以上あるときは、「くじ」によりその順位を決定する。

(1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000~999)を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格番号の数値が記載されたものとみなす。

(2) くじの手順

ア 有資格番号の小さい者から順にくじ番号(0、1、2…)を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0くじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

(1) 有資格番号順にくじ番号を付与する。

株A(有資格番号 011)…………… くじ番号 0

株B(有資格番号 158)…………… くじ番号 1

株C(有資格番号 555)…………… くじ番号 2

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

株A(くじの数 123)…………… 合計(123+158+777=1,058)

株B(くじの数 未記入 158)

株C(くじの数 777)…………… 余り(1,058÷3=352…余り2)

(3) 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である株C

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の株A

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である株B